

○津軽広域連合監査委員個人情報の保護に関する法律施行規程

(令和5年3月22日監査委員告示第2号)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章及び津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年津軽広域連合条例第1号）の規定による津軽広域連合監査委員が取り扱う個人情報の保護等については、津軽広域連合個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年津軽広域連合規則第1号）の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(津軽広域連合監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 津軽広域連合監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成20年津軽広域連合監査委員告示第2号）は、廃止する。